

改正内容

簡易サウナ設備の新設

火を使用する設備に「簡易サウナ設備」を加え、「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、簡易サウナ設備の位置及び構造に関する基準を加えます。

○簡易サウナ設備とは

屋外で使用するテント型サウナ室（テントを活用したもの）、バレル型サウナ室（円筒形であり、かつ、木製のもの）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものです。



○離隔距離の緩和

簡易サウナ設備と建築物等及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離として、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離または当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていればよいとします。

○異常時に熱源を遮断する装置の設置

簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設ける必要があります。ただし薪を熱源とするものにあつては、速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができます。

火を使用する設備等の設置の届出

届出なければならない火を使用する設備等に「簡易サウナ設備」を加え、「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改めます。

簡易サウナ設備について、相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要します。

施行日

令和8年3月31日